

令和 2 年 1 2 月 2 9 日

新型コロナウイルス感染症患者の確認について

【患者について】

1. 最初に、患者さんについて申し上げます。

2. 患者さんは、「出雲市在住」の方です。

この患者さんは、県内 1 9 3 例目の患者さんの同居の方であり、「エッグ・ジョイ出雲ドーム店」を利用された患者さんに関連した感染であると考えております。

この患者さんは、雲南合同庁舎に勤務する県職員です。

この職員について及び雲南合同庁舎での対応等については、この後、木次人事課長から説明いたします。

なお、県職員であることや、勤務場所の公表に加えて、年代及び性別を公表した場合には、本人特定につながる可能性が高いことから、年代及び性別については、公表は差し控えさせていただきます。

3. この患者さんは、2 5 日（金）に陽性が確認された県内 1 9 3 例目の患者さんの接触者として、2 5 日（金）に検体を採取し、2 6 日（土）に検査を実施したところ「陰性」でした。

なお、その時は、症状はありませんでした。

4. その後、27日（日）に咳の症状があり、出雲保健所に相談されました。さらに、28日（月）には38度の発熱があったことから、出雲保健所において、再度検査を実施したところ、「陽性」が判明したところであります。
5. 患者さんは、現在も、発熱等の症状はありますが、「軽症」であります。
6. 昨日は自宅で待機していただき、本日、感染症対策を講じた医療機関に入院される予定であります。

【現時点での行動歴】

7. 出雲保健所においては、感染拡大防止のため、昨日から行動履歴や、濃厚接触者についての調査を行っており、現時点で把握できた行動歴等について説明します。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供いたします。

<発症日（無症状者は検体採取日）の2日前以降の行動>

8. 発症日の2日前以降の患者さんの行動についてであります。

この間は、一般的には、発症日の27日（日）の2日前である25日（金）以降が、この患者さんから他の方に感染する可能性がある期間になりますが、先程申しあげましたとおり、この患者さんは、25日（金）は陰性が確認できておりますので、感染する可能性がある期間は、26日以降になると考えております。

① 26日（土）以降は、自宅で過ごしておられ、日常生活での接触はありますが、接触者は特定できております。

② なお、25日（金）は、午前中に仕事に出ておられますが、仕事の内容は、不特定多数の方と幅広く接触されるようなものではなく、仕事で接触された方は特定できております。

また、先ほど説明したとおり、同日は陰性が確認されておりますので、感染のおそれは極めて低いと考えておりますが、接触が特定された方については、念のため検査を実施することにしております。

＜発症日（無症状者は検体採取日）の14日前の行動＞

9. 次に、発症日の27日（日）の14日前までの行動について、把握した情報について、ご説明します。

この間に、患者さんがどこから感染したのか、この患者さん以外に感染者はいないのか、を調査するものであります。

① 患者さんは、この間に、県外との往来や県外の方との接触はありません。

② 現在、行動歴の詳細については、調査を進めております。

< 県の対応等 >

10. 県としましては、濃厚接触者及び接触者の調査を積極的に行うとともに、接触があった方については、幅広くPCR検査など必要な検査を実施し、感染拡大の防止に努めてまいります。

【 県民の皆さん、報道機関の皆さんへ 】

11. 県民の皆さまにおかれては、これまでもお願いし

ておりますとおり、県から提供する情報に基づき、冷静な対応をお願いします。

12. 個人を特定する行為や、患者さんへの誹謗中傷が拡がったりすれば、その後の事案で、保健所への情報提供や、そもそも感染や症状を名乗り出ることを控えるなどの悪影響が懸念され、かえって、広く感染拡大が県民に及びかねないという状況になることが懸念されます。

13. 患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、患者さんへの誹謗中傷は許されませんので、厳に謹んでいただきますよう、お願い申し上げます。

14. 県では、患者さんの行動歴の公表は、個人の特定につながることはないように、感染拡大を防止するために必要な場合に限っております。

県が公表する情報が具体的でないために、様々な推測や憶測がなされる場合がありますが、県が公表している内容を超える内容は事実とは限りませんので、注意してください。

15. また、県では、感染のおそれが高い濃厚接触者だけでなく、感染拡大を未然に防止するために、必要

に応じて、接触があった方などに幅広く検査を実施することとしております。

そのため、検査を受けるということだけで、出勤、登園、登校をしないよう求めること、ましてや、検査を受けた方のご家族など、関係者までに、そうしたことを求めることは、過剰な対応となりますので、控えていただきますようお願いいたします。

16. 報道機関の皆様には、引き続き、患者さん、周囲の方への配慮、プライバシーを尊重した報道に、ご配慮願います。

17. また、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあるなか、県内でも、感染者の発生が続いております。

18. 県民の皆様におかれては、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意していただくとともに、

引き続き、

①「三つの密」の回避

②「人と人との距離の確保」

③「マスクの着用」

④「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。